

令和2年度 第1回 かほく市子ども・子育て会議 会議録

○会議の概要

開催日時	令和2年6月29日（月）15時00分から16時30分まで
開催場所	かほく市役所 西フロア 302 会議室
出席者の氏名	委員 西村委員、本多委員、山本委員、竹中委員、西盛委員、古谷委員、星名委員、細井委員、高田委員、喜多委員、岡田委員（以上11名）
	事務局 市民生活部長：丸井、健康福祉部長：中田、 ＜子育て支援課＞課長：中田、課長補佐：澤野、指導保育士：木越、子ども総合センター次長：大浦、係長（子育て支援係）：平野、係長（子育て支援係）：大根、係長（児童家庭係）：寺嶋、係長（保育係）：新田 ＜健康福祉課＞課長：越井、係長（母子保健係）：高木（以上12名）
欠席委員	0名
傍聴者	0名
議題	(1) かほく市特定教育・保育施設設置運営事業者の公募について 資料1 資料2-1 資料2-2 (2) その他 ・新型コロナウイルス感染症対策について 資料3
配付資料	・会議次第 ・かほく市子ども・子育て会議委員名簿 ・資料1：年齢別人口&保育施設別定員 一覧表 ・資料2-1：かほく市特定教育・保育施設設置運営事業者募集要領＜概要＞ ・資料2-2：かほく市特定教育・保育施設設置運営事業者募集要領（案） ・資料3：新型コロナウイルス感染症 子育て支援施設における市の対応

○議事要旨

発言者	発言要旨
1 開会	
2 市民生活部長あいさつ	
3 議事	
(1) かほく市特定教育・保育施設設置運営事業者の公募について	
事務局	[資料1、2-1、2-2に基づき、説明]
会長	・募集要領は、定員が不足している地域等を踏まえて作成していると思うが、法的に定められた内容部分が多いのか？
事務局	・児童福祉法等の従うべき法律や基準があり、それらを基に作成している。
委員	・ニュースなどによると、保育施設に対して近隣住民からうるさいと苦情がくるケースがあるようで、用地選定は重要と思われる。運営する意欲はあるが適切な用地を準備できない事業者も考えられるので、市として事前に候補地を準備しておくべきではないか？

事務局	・昨年度中に、市所有の土地で候補地を検討したが、立地的に良い条件のものがなかった。事業者が用地を準備してもらう内容で公募することにより、市が考えるものより良い提案ができることを期待する。もし、これで該当事業者なしとなった場合は、市が用地を借り上げる等をしたうえで、再度公募を行うこととなり、スケジュールは少し遅れることとなるが、それでも令和4年4月には間に合うだろうと考えている。
委員	・事業者が用地を準備する場合と、市が用地を準備する場合とで、メリット等の違いはあるか？
事務局	・特にない
会長	・募集する定員規模140～150名程度とあるが、不足する定員分を補うものか？それとも運営的観点から設定したものか？
事務局	・教育・保育事業を行うにあたって、これ以上の大きさでは運営面において難しい部分もあり、120～140名程度が効率の良い定員規模であると考えている。
会長	・冒頭の資料説明で未満児の定員不足が強調されていたが、それは解消されるものか？
事務局	・民設園の新設だけでは解消できないと思われ、令和3年度までにしらゆりこども園の増設を行い、その他、保育室の変更などの対応を計画している。もし、小規模保育園などがもう1園でもできれば、定員不足に対する安心感は増す。
委員	・今回示された募集要領について、各委員は次回までに意見を述べて、市はそれを踏まえて修正、完成させるとの事であるが、どの程度まで委員の意見を反映させるのか？市として、修正しない項目や内容部分などはあるのか？
事務局	・各委員から集めた意見について、次回会議で全委員に示し、その場で協議のうえ完成させたい。なお、運営条件にある開所時間などは公立こども園と同内容としており、これらは修正しないものとした。
委員	・定員不足に対処するために早急な施設整備が必要であり、意見を取り入れた結果、スケジュールが遅れるということにはならないようにしてほしい。
会長	・子育てしやすいという市のイメージや施策が、人口増加や出生数増加につながっているのかと思われる。今回の募集要領には、休日保育などその他事業等についての提案は加点されるとあるが、市が重視する施策、加点内容について具体的に示した方が、かほく市らしさが出るのではないか？
委員	・公募の時点で事業内容を決めすぎると、事業者が手を上げにくくなるだろう。まずは定員不足への対処を優先とし、事業内容は選定段階で検討していけばよいと思う。
委員	・いろいろな募集条件が示されているが、この内容で実際に事業者は集まりそうか？
事務局	・問い合わせはいくつか来ているが、それらの事業者が実際に応募してくるかはわからない。
(2) その他（新型コロナウイルス感染症対策について）	
事務局	[資料3に基づき、説明]
委員	・こども園の園児等が濃厚接触者となった場合には休園するとのことであるが、どのくらいの期間を休園とするのか？
事務局	・濃厚接触者のPCR検査の結果がでるまで一旦休園とし、検査結果が陰性であれば、園内の消毒除菌を実施したうえで休園解除となる。もし陽性であれば、最後に登園した日から2週間の休園となる。
委員	・小学校も同様か？

事務局	・小学校は、文部科学省の指針に基づいて対応しており、まずは濃厚接触者のみ出席停止とし、その後陽性となった場合には、その感染経路やエリアなどを特定していき、対応していく。学校全体を一斉に休業するという方針ではない。
5 健康福祉部長あいさつ	
6 閉会	